



本来は、各企業で責任を持ってやってもらえればいいですよ。だけど、現実にはいろいろな問題も起こしていることを考えますと、今、こ

ういう時代に合わせた行政というものを考えていく時期ではなかろうかと思っただけですね。

野田 要するに、今閉塞感が漂っているけれども、国民力というポテンシャルがあります。消費者庁ができることによつて国民一人ひとりの力、これを伸ばせます。やはり賢い消費者をつくっていくことが重要です。

福田 賢い消費者ということでは、BSEのときにいろいろ考えましたが、国産牛肉だけということでは、結果的に消費者は高い値段を払わざるを得ない。ですから、安全、安全ということを言い続けると、結局そのコストというのが発生するわけです。じゃ、どこまでコストを負担できるのか、安全というものはどこまで追求するか、ということ

です。その辺はやはり消費者のほうもよく考えて、どのあたりで折り合つていくのかということを考えなければいけない。そうしないと、やはり問題の解決にならない。

野田大臣のおっしゃったように国民が賢い消費者でなければいけない。消費者というのは国民全部ですから、行政の人もそうですし、政治家も含めみんな消費者ですよ。環境の問題とか資源問題が出てきたというときには、国民全員でいかに賢くあらねばならないということが重要です。そういう時代的な要請でもあるんです。

森 今のお話を伺っていると、やはり突然打ち出された計画ではなくて、従前からずつと福田先生がお考えになっていた消費者行政とか今の行政の変化ということで、今までの議員活動に裏打ちをされた政策だったんだということもわかりました。

福田 その一つのきつかけは住宅問題でした。それから、もう一つは年金問題ですよ。年金問題というのは、行政が、もしくは政治が、国民のことを考えていない。その結果、国民離れの年金制度になってしまった、というふうに思いましたね。そういうものが重なり合っていた、そうい

う意味で、政治・行政も私は転換期だと思っています。

野田 年金は、実は福田総理のお父様とうちのおじいさんが大蔵省で考えたんですよね。

福田 同じ主計局だね。

野田 二人でチームをつくって考えていたんです。そのときは本当に国家国民のためによかれと思って我々の先代が考えてくれたのです。途中の行政の不作為で、国民の支えになるものを国民不信の道具にしてしまったことは、これは本当に由々しきことです。

私はずっと自慢だったんですよ、祖父が福田赳夫先生と一緒にそういう国民年金というすごいことを考えて、若い人たちにとつてもプラスになる福祉ですよ。それがどこからかよくなってきたということに対して……

福田 制度が制度の通りやっていないということですよ。

野田 でも、後にも先にもこれだけ消費者行政を自民党の中で確立されているのは福田先生しかいないと思います。未だ党内では消費者行政とか消費者庁をわかっていない人もかなりいます。

森 党内だけでなく、野党もわかっていない。

福田 これは消費者のためだというと、じゃ生産者のほう

は、会社の足を引っ張るんじゃないかと。一〇〇%完璧なものをつくらないと許されない。そのためにはものすごくコストが高くなる、売れなくなる、それでもいいんですか、そういう話もありますよ。だから、つくる人にそういう意味における不安を与えてはいけません。しかし、賢い消費者はそんなことばかり要求して、そんな値段の高いものを買うだろうか、ということですよ。賢い消費者はやはりどこかで折り合うだろうと思います。ただ、食品だとか、エレベーターといったものの、極端なことを言えば、原子力発電所の安全とか、物によっては徹底的に安全性を追求しなければいけないものもあります。

森 命にかかわるようなことですか。

福田 しかし、折り合えるところは、やはりコストと折り合っていくということ、そしてまた生産





者が生産しやすいようなものを要求していくというようなことも、これからいろいろと考えていく必要があるということですね。

野田 一番大事なのは、消費活動にはリスクがつきものだという事です。一〇〇%安全なものというのは世の中に存在しない、という前提をしつかり消費者と行政と生産者がわかった上で、極力リスクを減らしていく努力が必要です。それを消費者も認める見識とか、そこで公平なジャッジをする消費者庁という、その三位一体で次の日本の魅力をつくっていくかなければいけない。生産者が努力するだけではなく、賢い消費者が生産者にリクエストを出すことで、世界に冠たる技術だったり、生産物だったり、そういうものが発信されることじゃないでしょうか。

コンプライアンス不況とか言う人がいたけれども、そうじゃなくて、前向きな、ある規律の中で世界の基準を超え

られるような、いろいろなものを日本から発信できると思います。

福田 コンプライアンス不況というのは、住宅で法律改正して、その結果そういうことが生じたと言われています。これは事実だと思います。それは行政手続上の問題ですよ。それは、法律そのものではなく、行政手続上の責任を問われないようにといった、そういう気持ちが強くなつて、余計な手続を要求するといったことがあったと思います。そういうときには賢く対応しなければいけないわけで、行政サイドも、法律のせいにはしないで、法律の趣旨を考えるべきです。それを使う人が、利用する人がうまく使っていくということが必要なんですね。

消費者庁を機能的に働かせるためには

森 これからは消費者庁がそういったリーダーシップをとっていく役割を任されるんですが、消費者庁自体が消費者目線を失ってしまったら、これは最初の趣旨が貫徹しません。消費者庁が消費者の目線で行政活動をしていくため

3 表示関係の法律

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正法	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第十一条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。</p> <p>2 この法律で「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。第二十条において同じ。）の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。</p> <p>一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である一般社団法人その他の社団</p> <p>二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条</p>

立を支配している一般財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

3| この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

4| この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

（景品類の制限及び禁止）

第三条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に對し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

2| この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

（景品類の制限及び禁止）

第三条 公正取引委員会は、不当な顧客の誘引を防止するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に對し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(公聴会等及び告示)

第五条 内閣総理大臣は、第二条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項第三号の規定による指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(措置命令)

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するた

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 公正取引委員会は、前項第一号に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条第一項及び第二項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(公聴会及び告示)

第五条 公正取引委員会は、第二条若しくは前条第一項第三号の規定による指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるものとする。

2 (略)

(排除命令)

第六条 公正取引委員会は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止す